唐津市こども計画（仮称）策定支援業務仕様書

１　業務名　唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

２　業務の趣旨・目的

本業務は、令和５年４月１日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和１１年度を終期とした「唐津市こども計画（仮称）（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。計画策定にあたっては、こども基本法及びこども大綱の趣旨から、こどもや若者の意見を反映するため、アンケート調査を行うほか、こども・若者が集まって話し合う場を設定し、こども・若者の意見を直接聴取して計画に反映する。

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照した計画となり、上位計画である唐津市総合計画や、地域福祉計画・地域福祉活動計画、また佐賀県こども計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市の実情に即した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

なお、本計画は令和８年３月中の策定を目指し作成する。

３　業務の委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４　留意点

本計画は、次のとおり、新たに以下の①の計画を内包した「市町村こども計画」を策定するものである。②～④の計画においては、既に策定済みの計画を活かし、新たに策定するこども計画の一部とする考え方とする。

また、策定にあたっては、国の「こども大綱」を勘案するとともに、国、県の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等にも十分留意することとする。【次頁イメージ図参照】

①こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第９条）
②子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第６１条）
③こどもの貧困の解消に向けた対策（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第１０条）
④次世代育成支援後期行動計画（次世代育成支援対策推進法第８条）

※③及び④の計画については、令和６年度策定済の②の計画に内包して策定している。

【本計画のイメージ図】

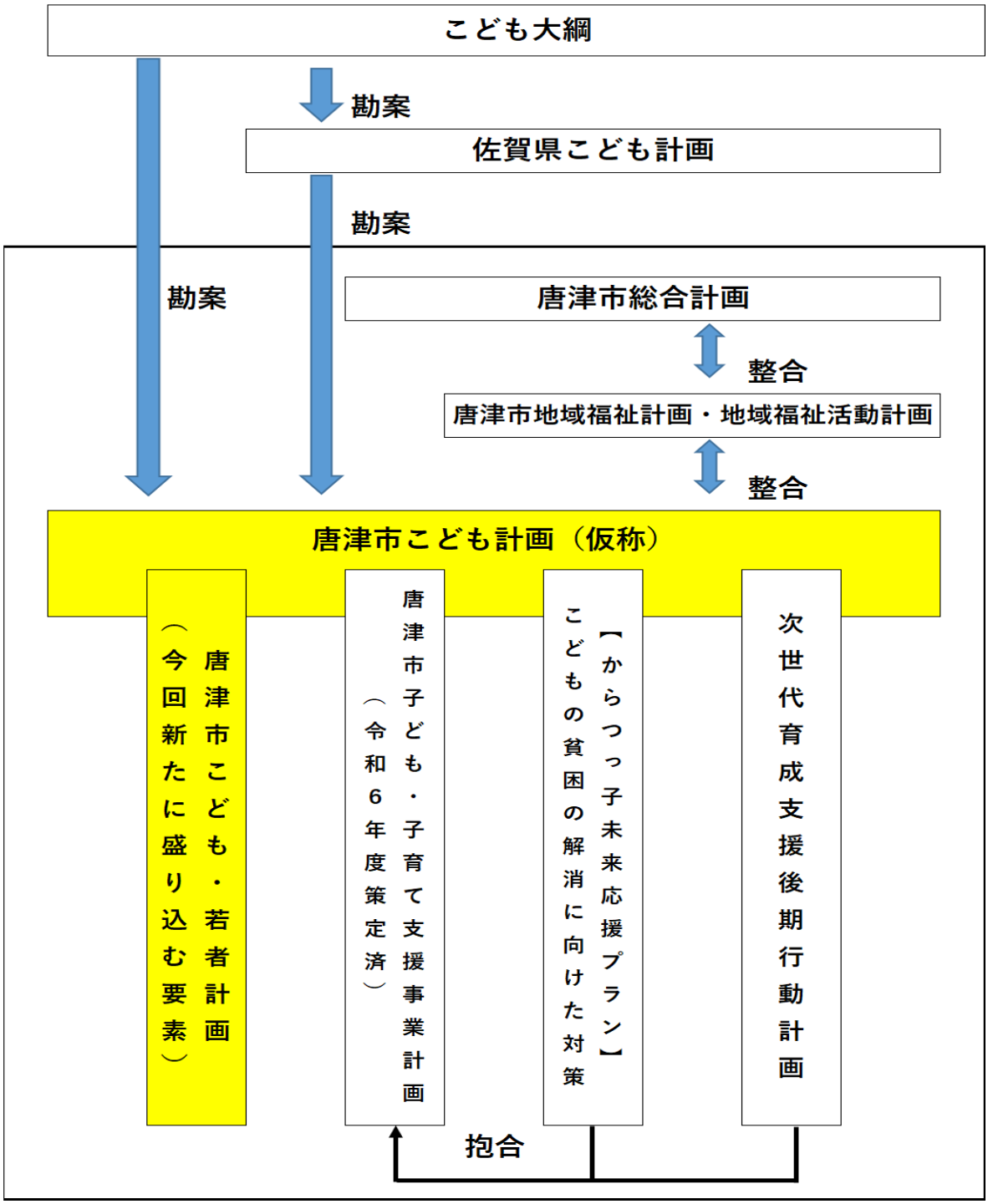

5　業務委託内容

（1）アンケート調査の実施及び分析

① アンケート調査の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こども・若者の意見聴取の手法としてアンケート調査を行い、調査結果の集計・分析結果等を取りまとめる。次の仕様を基本とするが、より効率的・効果的な方法がある場合には、応募時の提案や実施時の協議により、当該方法での調査も可とする。

ア　調査対象者及び標本数（予定）

唐津市内在住の１６歳から３９歳までの対象者３，０００人

イ　調査方法

郵便による配布、ＷＥＢ回答とする。（回収率は２５％程度を想定）

宛名ラベル作成は委託者が行い、ＷＥＢ構築は受託者が行う。

受託者は調査票を元にオンライン回答フォームを作成し、重複回答を防止する対策を講じること。なお、回答フォーム作成にあたっては、回答者を特定することができない仕様とすること。

ウ　調査内容

調査票については、本市と受託者が協議の上で決定する。

受託者は、国のこども大綱を基に唐津市独自の設問を加え、国や県、他市町村の情報をはじめ、社会的変化などを踏まえて、調査票設計に当たっての助言、提案などを行う。

エ　抽出方法及び宛名ラベルの提供

唐津市が住民基本台帳から上記対象者を母集団として抽出し、受託者に提供する。

※抽出方法については、唐津市と受託者が協議の上で決定する。

オ　アンケート調査における委託の範囲

項　目	受託者	市
対象者の抽出、宛名ラベルの準備、印刷		○
送付用封筒の作成（長３）	○	
ＷＥＢ調査の回答フォームの作成、経費負担	○	
調査対象者に係る調査票及び依頼文案の作成・印刷	○	
発送・回収業務（封入・封緘、発送宛名ラベル貼付）	○	
若者調査の調査票等の送付に係る郵送料負担	○	
調査結果報告書の作成	○	

② 調査票のデータ入力、集計及び分析

・調査対象ごとに全調査項目を入力すること。

・調査票の種類、項目ごとにデータの集計（単純集計）をし、調査結果を整理のうえ全体像を明らかにすること。

③ 報告書の作成

アンケート調査の結果を報告書として作成する。（様式等は「7　成果品」のとおり）

（２）現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果を踏まえつつ、現行のこども・若者に関する取組への評価などを整理し、こども・若者施策に関わる市の課題を抽出する。

（３）こども・若者の意見聴取の実施支援

本計画の策定にあたって、こども基本法第１１条の規定に基づき、こども・若者の意見を本計画に反映させるため、当事者の意見聴取を行う。実施にあたっては、受託者にて意見聴取の進行役１名を配置し、実施・運営を行うこととし、対象者、聴取の方法、テーマ、実施時期については、受託者からの提案を基に市と協議のうえで決定するものとする。

（４） 計画骨子案・素案の作成

既存のこどもに関する計画と整合性のとれた計画構成等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果に基づき、計画案の補修正を行う。

（５） パブリックコメントの実施支援

こども計画案に関して唐津市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

（６） 計画書及び概要版の作成

確定したこども計画の計画書（印刷）及び概要版（データ納品）、こども向け概要版（データ納品）を作成する。

（７）会議の運営支援

本計画策定に関する有識者会議（令和７年度に４回程度実施予定）の運営において、会議資料原案を作成する。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。また会議録（議事要旨）を作成し提出する。

（８）こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して唐津市に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

６　その他

（１）本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と常に連絡を取ることとし、この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

（２）受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。
（３）受託者の責に帰すべき理由により、当市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
（４）本業務で作成された報告書等のデータの著作権については、発注者に帰属するものとする。
（５）本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、唐津市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

７　成果品

（１）アンケート調査

アンケート調査報告書　Ａ４判（報告書 紙３部・データ一式）
納期限：令和７年１０月３１日

（２）唐津市こども計画（仮称）

・計画書：Ａ４判１００頁程度、表紙４色・本文１色ダイレクト印刷 （２００部）
・概要版およびこども向け概要版：Ａ４判、データ納品
・上記のデータファイル
納期限：令和８年３月３１日